

資料 9 2 - 1

万国郵便条約の改正に伴う国際郵便約款の
変更認可

(諮問第1252号)

諮問第1252号
令和6年6月20日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 千田 哲也)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

審査の結果は別紙のとおりであり、申請内容は、法第68条第2項各号の規定に適合していると認められる。ついては、法第68条第1項の規定による認可を行うことしたい。

本件について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

* 本件起案文書の別添の申請書を添付する。

** 本件起案文書の別紙2の審査結果を添付する。

**特別郵袋印刷物及び受取通知の終了に伴う
国際郵便約款の変更認可申請
審査結果**

日本郵便株式会社から認可申請のあった、特別郵袋印刷物及び受取通知の取扱いの終了に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第2項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、特別郵袋印刷物及び受取通知を廃止することを適切かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、特別郵袋印刷物及び受取通知に関する記載を削除するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

(別紙2)



2024-秘日経企第0010号
2024年5月21日

総務大臣
松本 剛明 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

千田 哲



郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2025年1月1日
- 3 変更を必要とする理由
万国郵便条約の改正により、通常郵便物のうち特別郵袋印刷物及び特殊取扱のうち受取通知の取扱いを終了するため。

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正						
<p>(国際郵便物)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け（(1)を除きます。）、取扱い、運送及び配達を確保します。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特別郵袋印刷物</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(一般的利用条件)</p> <p>第17条 外国宛てに特別郵袋印刷物、小形包装物又は税関検査の対象とされる可能性のあるその他の通常郵便物を差し出す場合は、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN23（以下「CN23」といいます。）を郵便物に添付していただきます。名宛国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(特別郵袋印刷物)</p> <p>第31条 同一名宛地の同一受取人に宛てて特別の郵袋により発送する印刷物については、その郵袋1個を1個の郵便物（以下「特別郵袋印刷物」といいます。）とみなします。</p> <p>2 特別郵袋印刷物の最高重量は、第16条（通常郵便物の大きさ及び重量の制限）の規定にかかわらず、30キログラムです。</p> <p>3 特別郵袋印刷物は、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。</p> <p>4 特別郵袋印刷物に納め、かつ、同一名宛地の同一受取人に宛てた内容品の各包装物には、受取人の宛名を記載していただきます。</p> <p>5 特別郵袋印刷物には、差出人において作成した受取人の住所氏名等を記載した長方形の名宛票札を添付していただきます。名宛票札は、十分耐力のある布、厚紙、プラスチック材、羊皮紙又は木札に貼り付けた紙で作成していただきます。また、名宛票札の大きさは、長さ14センチメートル、幅9センチメートル（それぞれ許容差0.2センチメートル）を下回らないようにしていただきます。</p> <p>(特別郵袋印刷物に封入が認められる物品等)</p> <p>第32条 特別郵袋印刷物には、当社が別に定める条件を満たす場合には、ディスク、磁気テープ、カセットその他当社が別に定める物品を入れて差し出すことができます。</p> <p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があつた場合に、これを返還します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">区 別</td> <td style="width: 33%;">返還される料金</td> <td style="width: 33%;">請求期間</td> </tr> </table>	区 別	返還される料金	請求期間	<p>(国際郵便物)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け（(1)を除きます。）、取扱い、運送及び配達を確保します。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(税関告知書等の添付)</p> <p>第17条 外国宛てに小形包装物その他の税関検査の対象とされる可能性のある通常郵便物を差し出す場合は、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN23（以下「CN23」といいます。）を郵便物に添付していただきます。名宛国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第31条及び第32条 削除</p> <p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があつた場合に、これを返還します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">区 別</td> <td style="width: 33%;">返還される料金</td> <td style="width: 33%;">請求期間</td> </tr> </table>	区 別	返還される料金	請求期間
区 別	返還される料金	請求期間					
区 別	返還される料金	請求期間					

1～6 (略)	(略)	(略)
7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関する、亡失、全部の盗取又は全面的損傷について当社が損害賠償しなければならない場合（外国来郵便物にあつては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総計額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総計額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかった場合に支払われるべき料金とします（EMS郵便物にあつては、第5表（EMS郵便物の料金）第2の1ただし書及び第2の2ただし書の規定により算出した額を除きます。） <u>8から11までについても同様とします。）及び特殊取扱の料金（書留とする郵便物にあつては書留料を、保険付とする郵便物にあつては保険料を除いた額とします。）</u>	損害賠償の通知を受けた日から6か月
7の2 (略)	(略)	(略)
8 引受停止により郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の7(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の4(2)の規定により算出される料金とします。9及び10についても同様とします。）及び特殊取扱の料金	料金を支払った日から1年
9～11 (略)	(略)	(略)

2～4 (略)

(配達時の証印及び署名)

第62条 外国来の書留又は保険付とする通常郵便物、書留又は保険付としない通常郵便物及び国際別納郵便物で関税等を課されたもの、小包郵便物並びにEMS郵便物の配達については、事業

1～6 (略)	(略)	(略)
7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関する、亡失、全部の盗取又は全面的損傷について当社が損害賠償しなければならない場合（外国来郵便物にあつては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総計額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総計額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかった場合に支払われるべき料金とします（EMS郵便物にあつては、第5表（EMS郵便物の料金）第2の1ただし書及び第2の2ただし書の規定により算出した額を除きます。） <u>8から11までにおいて同じとします。）</u>	損害賠償の通知を受けた日から6か月
7の2 (略)	(略)	(略)
8 引受停止により郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の6(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の3(2)の規定により算出される料金とします。9及び10において同じとします。）及び特殊取扱の料金	料金を支払った日から1年
9～11 (略)	(略)	(略)

2～4 (略)

(配達時の証印及び署名)

第62条 外国来の書留又は保険付とする通常郵便物、書留又は保険付としない通常郵便物及び国際別納郵便物で関税等を課されたもの、小包郵便物並びにEMS郵便物は、事業所において次に

所において、次により、これを行います。

(1)～(3) (略)

2 外国来の郵便物に関する受取通知には、受取人本人に署名していただきます。ただし、受取人本人の署名が得られないときは、受取人の代人に署名していただくか又はその郵便物の配達を受け持つ事業所の長若しくはその指定した者が署名します。

第3節 受取通知

(受取通知の取扱い)

第80条 受取通知は、郵便物に郵便葉書の耐力を有する特別の用紙（以下「受取通知用紙」といいます。）を添付して送達し、これに配達の際に受取人が署名し、又はこれができない場合には、法令により認められた者が署名して、最も速達の線路で差出人に返送する取扱いです。

2 受取通知の取扱いは、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により書留とする通常郵便物、保険付とする書状及び小包郵便物について行います。

3 差出人は、受取通知用紙にローマ文字により鉛筆以外の用具で必要事項を記入していただきます。

(受取通知とする郵便物の表示)

第81条 受取通知とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、名宛面に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。

(受取通知の再度請求)

第82条 外国宛ての受取通知とする郵便物について、受取通知用紙が、その郵便物の差出し後一定期間内に差出人に届かなかった場合、又は受取通知用紙が返送されたが記載内容に不備がある場合には、差出人は、受取通知の再度請求を行うことができます。

2 前項の規定による再度請求があったときは、当社は、これを無料で受け付けます。

3 受取通知の再度請求を行うときは、請求人には、必要な事項を記入した受取通知用紙及び第92条（調査請求の利用条件）に規定する調査請求書を提出していただきます。

(調査請求)

第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延、受取通知用紙の未受領等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。

2 (略)

(郵便物の種類)

第109条 (略)

2 (略)

3 米軍関係郵便物の特殊取扱は、次のものに限り取り扱います。

(1)・(2) (略)

(3) 受取通知（書留とする通常郵便物及び保険付とする小包郵便物に限ります。）

より取り扱います。

(1)～(3) (略)

2 外国来の受取通知用紙が添付された通常郵便物は、事業所において次により取り扱います。

(1) 受取人に配達し、又は交付するときは、受取通知用紙に受取人本人若しくはその郵便物を受取人本人に代わって受け取ることができる者の受領の署名を受け、又は配達若しくは交付の署名をすること。

(2) (1)の規定により署名を受け、又は署名をした受取通知用紙を、差出人に送付すること。

第3節 削除

第80条から第82条まで 削除

(調査請求)

第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録郵便物とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。

2 (略)

(郵便物の種類)

第109条 (略)

2 (略)

3 米軍関係郵便物の特殊取扱は、次のものに限り取り扱います。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

(損害賠償金額)

第111条 (略)

2 (略)

3 前2項に係る区別及び賠償金額は、郵便物1通(個)につき次のとおりとします。

区 別		賠償金額
(1) 書留郵便物	特別郵袋印刷物	30,000円
	その他のもの	6,000円
(2)～(4) (略)		(略)

4 (略)

4・5 (略)

(損害賠償金額)

第111条 (略)

2 (略)

3 前2項に係る区別及び賠償金額は、郵便物1通(個)につき次のとおりとします。

区 別	賠償金額
(1) 書留郵便物	6,000円
(2)～(4) (略)	
(2)～(4) (略)	(略)

4 (略)

附 則(2024年5月13日 2024-秘日経企第0010号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2025年1月1日から実施します。

(受取通知に関する経過措置)

第2条 この改正規定の実施前の受取通知については、当分の間、第109条(米軍関係郵便物)

第1項の規定により取り扱う郵便物について取り扱います。

万国郵便条約の改正に伴う国際郵便 約款の変更の認可について

令和6年6月20日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 料金については、法第67条第1項等により、原則として総務大臣への届出制となっている。ただし、同条第3項により、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、総務大臣の認可制となっている。

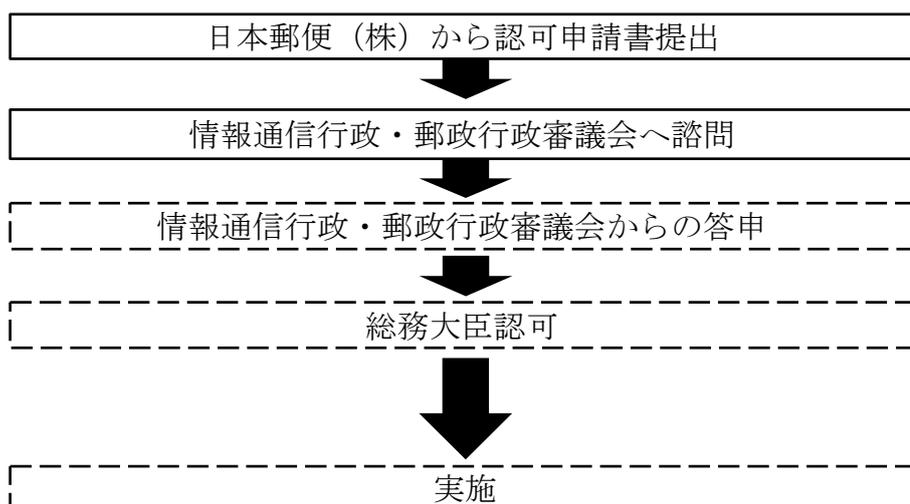
2 総務大臣の認可

郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、郵便約款は法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項括弧書きにより、総務大臣の認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請の概要

(1) 申請理由

2023年10月に開催されたUPU臨時大会議においてUPU条約が改正され、国際郵便業務の通常郵便物のうち「特別郵袋印刷物」の取扱は義務的業務から任意の業務とされ、また、特殊取扱のうち「受取通知」は廃止されることとなった。

これを受け、日本郵便株式会社においても、特別郵袋印刷物の取扱量が年々減少しており今後も更なる減少が見込まれるとともに、通常の印刷物又は国際小包により代替可能であることから、その取扱いを終了することとし、また、受取通知についても、同様に取扱量が減少し今後も更なる減少が見込まれるとともに、現在はバーコードを使った追跡により郵便物の配達状況の確認が可能であることから、その取扱いを廃止することとした。今回、そのために必要な国際郵便約款の改定を行う。

(2) 申請概要

同一差出人から同一受取人宛てにまとまった量の同一印刷物を郵袋に入れて送達する「特別郵袋印刷物」、及び差し出した郵便物が受取人に配達されたことを専用の用紙の返送をもって確認する「受取通知」の取扱いを終了するため、国際郵便約款の本文の規定を改定する。

(3) 実施予定期日

令和7年1月1日（万国郵便条約の改正の施行日）

參考資料

- 国際郵便業務の一つである「特別郵袋印刷物」及び特殊取扱の「受取通知」については、利用数の減少に伴い、UPUにおいて万国郵便条約が改正され、2025年1月1日よりサービスの取扱いを変更。
 - 取扱いが義務とされていた特別郵袋印刷物を任意化。
 - 国際小包に係る受取通知を廃止、通常郵便物*に係る取扱いについては任意。（※書留及び保険付に限る。）
- これを受け、日本郵便は、特別郵袋印刷物の取扱量の減少に鑑み、2024年末日をもってその取扱いを終了することとし、以後は通常の印刷物又は国際小包の引受けにより、利用者のニーズに即して個別にご案内。
- 受取通知についても、利用数の更なる減少が見込まれること、また、バーコードを使った追跡業務により郵便物の配達状況の確認ができることを踏まえ、同日をもって国際郵便物に係る受取通知の取扱いを終了。

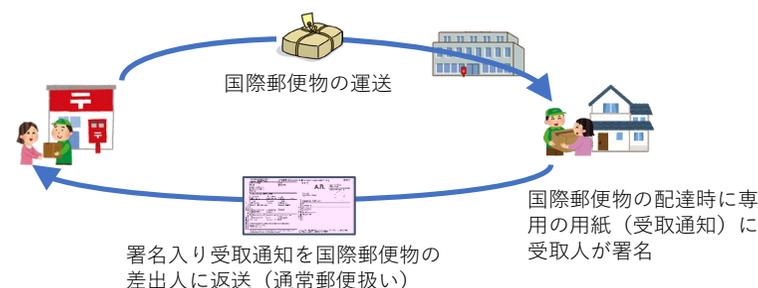
【特別郵袋印刷物】

- 同一差出人から同一受取人あてにまとまった量の同一印刷物を郵袋に入れて送達するサービス。（一袋最大30kgまで）



【受取通知】（※小包、書留及び保険付に限る。）

- 差し出した郵便物が受取人に配達されたことを、専用の用紙の返送をもって確認できるサービス。（一通につき320円を上乗せ。）



終了後は、宛先国及び重量の組み合わせにより、個々の印刷物又は小包により差し出すことでもサービス水準が低下しない旨、利用者の利用状況に応じて個別にご案内。

終了後は、バーコードを使った追跡業務（無料）により代替（現在、既に利用可能。）。

○ 認可申請事項

一部サービスの見直し（2025年1月1日～）

- ① 特別郵袋印刷物
- ② 受取通知

【国際郵便約款（改定）の認可に係る条件（郵便法）】

- 1 新旧対照表、実施予定期日、改定の理由、改定後のサービスの提供条件等の各種事項が適正かつ明確に定められていること。
- 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○ スケジュール（案）

2024年 5月21日

総務大臣への認可申請

6月20日

情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会への諮問、認可

2025年 1月 1日

受取通知及び特別郵袋印刷物廃止の実施

【参照条文】

○ 郵便法（昭和22年法律第165号）（抄）

（郵便に関する条約）

第十一条 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○ 万国郵便条約（抄）

《現行》

第十七条 基礎業務

1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

2.1～2.3 （略）

2.4 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋

3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

3.1～3.2 （略）

3.3 この条約の施行規則に定める重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋

第十八条 追加の業務

- 1 (略)
- 2 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。
 - 2.1～2.8 (略)
- 3 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。
 - 3.1～3.2 (略)
 - 3.3 書留通常郵便物、小包及び保険付郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。

《改正後》

第十七条 基礎業務

- 1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。
- 2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。
 - 2.1～2.3 (略)
 - 2.4 (削除)
- 3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。
 - 3.1～3.2 (略)
 - 3.3 (削除)

第十八条 追加の業務

- 1 (略)
- 2 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。
 - 2.1～2.8 (略)
 - 2.9 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋
- 3 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。
 - 3.1～3.2 (略)
 - 3.3 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。